

仕様書

1. 業務名

「清流の国ぎふ」文化祭2024 公式チラシ印刷業務

2. 業務期間

契約締結日から令和5年10月31日(火)まで

3. 業務の概要

本業務は、令和6年秋に開催する『「清流の国ぎふ」文化祭2024』の周知及び機運醸成を目的に、公式チラシを印刷するものである。

4. 業務内容

(1)公式チラシの印刷について

- ・印刷物の名称:「清流の国ぎふ」文化祭2024 公式チラシ
- ・仕様: A4縦、両面フルカラー印刷、マットコート紙90Kg、デザイン2種類
- ・部数: 80,000部(40,000部×デザイン2種類)

(2)加工について

- ①Uni-Voiceの位置を特定するための切り欠き加工をすること。また、加工寸法は6mmの半円形とすること。
- ②印刷物は、原則として岐阜県環境物品等調達方針に適合すること。ただし、在庫等の制約から岐阜県環境物品調達方針の判断を満たす印刷用紙等の入手が困難な場合は、発注者と協議のうえ、決定すること。

5. 納品期限等

- ・納品期限: 令和5年10月31日(火)
- ・納品場所: 岐阜市藪田南2-1-1「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局
(岐阜県庁18階 文化祭推進事務局 文化祭総務企画課内)
- ・納品日時及び納品形態については、事前に発注者と必ず協議すること。

6. その他留意事項

- ・著作権については、別紙「著作権等取扱特記事項」によること。
- ・業務の実施に当たっては、発注者と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- ・発注者から80,000部のうちの一部を納品期限よりも早く納品するよう指示があった場合は協議の上、可能な範囲で対応すること。
- ・請求書及び納品書の宛名は、『「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会 会長 古田 肇』とすること。
- ・本仕様書に明示なき事項及び本仕様書に寄り難き事項については、その都度、発注者と協議のうえ進めること。

7. 妨害又は不当要求に対する通報義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

8. 問い合わせ先

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局

(岐阜県県民文化局文化祭推進事務局文化祭総務企画課内)

電話:058-272-1111(内線:3165) FAX:058-278-2551

(別紙)

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は、発注者に帰属する。
- 2 印刷製本物の作成のために発注者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権)は、発注者に帰属する。ただし、発注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。